組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果 【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関:エヌエス環境株式会社 東北支社

試料採取年月日: 平成28年10月7日14日21日28日(角田衛生センター)

平成 28 年 10 月 5 日 12 日 19 日 26 日 (大河原衛生センター)

試料採取及び分析方法等:放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位: Bq/kg

| 施設名 | 埋立処分基準値 | 焼却灰 | | |
|---------------|----------|----------------------------|----------------------------|-----------|
| | | 放射性 セシウム 134 (検出下限値) | 放射性 セシウム 137 (検出下限値) | 放射性セジウム合計 |
| 角田衛生センター第二事業所 | 8,000 以下 | 39 (16) | 280 (14) | 319 |
| 大河原衛生センター | 8,000 以下 | 47 (15) | 350 (15) | 397 |

- <備考> 1 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 2 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 3 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 4 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト(ばいじん)をいいます。